

2 毒物劇物関係施設数および監視指導数

平成29年4月1日～平成30年3月31日

業種	事項	福井			坂井			奥越			丹南			二州			若狭		
		登録・届出・許可施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数															
製造業		12	8		9	11				12	3		2	2		4	2		
輸入業		3											1						
一般販売業		159	75	1	30	17		16	7		69	14	4	41	18		15	3	
農薬用品目販売業		27	4		19	4	1	17	9		42	5		14	7		15	2	
特定品目販売業		11	1	1	1			3	1		2			3		1			
電気めっき事業		4			2						12	1							
金属熱処理事業																			
毒物劇物運送事業		4			2	1					2			1					
しろあり防除事業																			
法第22条第5項の者																			
合計		220	88	2	63	33	1	36	17	0	139	23	4	62	27	0	35	7	
特定毒物研究者		7									2								

(注) 製造業、輸入業は、大臣登録および知事登録を含む。